

# 令和元年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

## 1 市町村の取組状況

中山間地域等直接支払制度は、過疎法等の地域振興関連8法（以下、「8法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する市町村で実施することができる。

山梨県内の27市町村のうち、指定された地域を有する市町村は26市町村あり、そのうち令和元年度に同制度を実施した市町村は19市町村である。

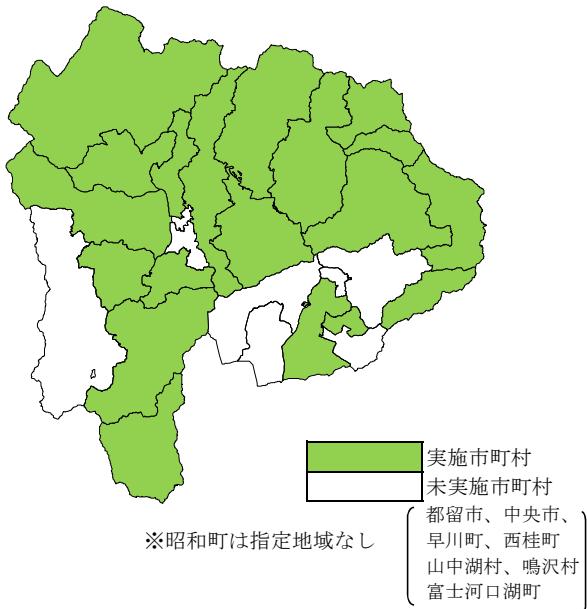
なお、未実施7市町村のうち3町村は同制度の規定する下限面積等の農用地基準を満たす対象農用地がない、4市町が農家の高齢化等により協定締結ができない等の理由から本制度を実施していない。

表-1

		対象市町村数	実施市町村数
8法地域	全域指定	14	10
	部分指定	9	8
特認地域	全域指定	2	1
	部分指定	10	8
合計		26	19

注) 特認基準の部分指定地域については、8法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。

(重複市町村：甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、富士河口湖町)



## 2 協定締結の状況

### (1) 協定形態別内訳

令和元年度協定数は、集落協定309、個別協定8、合計317で、昨年度と同数であった。

協定面積は、集落協定で3ha増加して3,663ha、個別協定は3ha増加して82haで、合計3,745haとなっている。

協定への交付金は、集落協定で579千円増加し、495,749千円、個別協定は前年から225千円増加して10,708千円で、合計506,457千円の交付となっている。

また、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するための段階的単価別では、集落協定で、通常単価協定が206(67%)、8割単価協定103(33%)、個別協定では全協定が通常単価協定となっている。

表-2

(単位：件、人、ha、千円)

	集落協定			個別協定	計	前年比(%)
		うち通常単価	うち8割単価			
協定数	309	206	103	8	317	100.0%
参加者数	11,623	7,705	3,918	8	11,631	100.3%
協定面積	3,663	2,800	863	82	3,745	100.2%
交付金額	495,749	418,760	76,989	10,708	506,457	100.2%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### (2) 協定面積に占める農振農用地区域編入面積

表-3 今期対策(H27～)における農振農用地区域編入面積 (単位：a)

	田	畠	計
平成27年度～	0	0	0
協定面積占有率(%)	0.000%	0.000%	0.000%

### (3) 協定参加者の構成

表-4 集落協定参加者の構成						(単位：人)
農業者	法人構成員	農業生産組織構成	その他組織	非農業者	その他	
10,638	256	226	56	375	72	
						合計
						11,623

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる。

その他の組織には土地改良区、水利組合が含まれる。

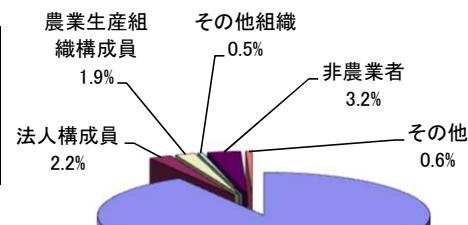
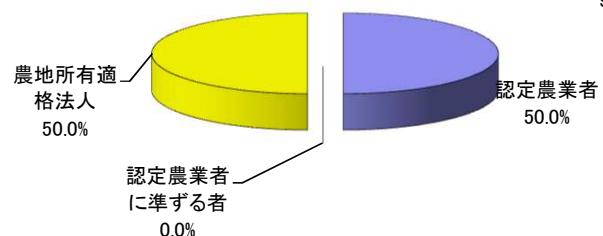


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	認定農業者に準ずる者	農地所有適格法人	計
4	0	4	8



### (4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

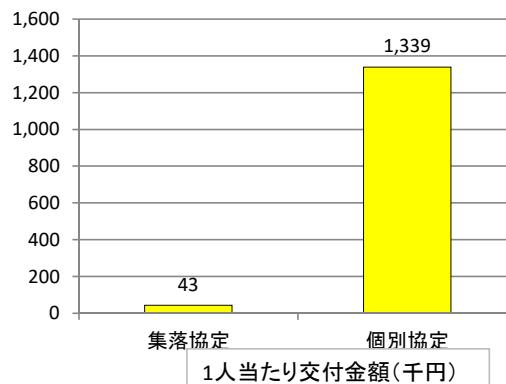
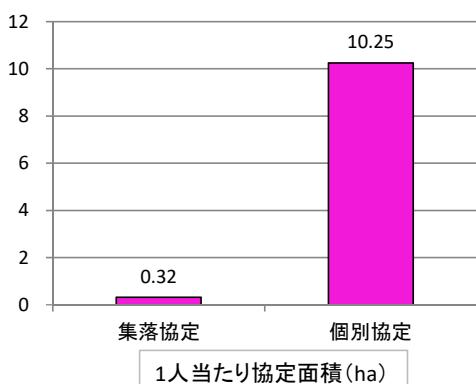
協定面積では集落協定は一協定当たり 11.85 ha、一人当たり 0.32 ha、個別協定は一人当たり 10.25 ha となっている。

また、交付金額では集落協定は一協定当たり 1,604 千円、一人当たり 43 千円、個別協定は一人当たり 1,339 千円となっている。

表-6

(単位：人、ha、千円)

△	集落協定						個別協定		
	計	全体		通常単価協定		8割単価協定		計	全体 一人当たり
		一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり		
協定面積	3,663	11.85	0.32	13.59	0.36	8.38	0.22	82	10.25
交付金額	495,749	1,604	43	2,033	54	747	20	10,708	1,339
面積H30比	100%	100%	98%	100%	98%	100%	100%	104%	104%



### (5) 協定面積の地目・区分別内訳

地目別では田が 84.8%、畑が 15.2% となっている。区分別では急傾斜が 53.0%、緩傾斜が 45.6%、その他が 1.4% となっている。

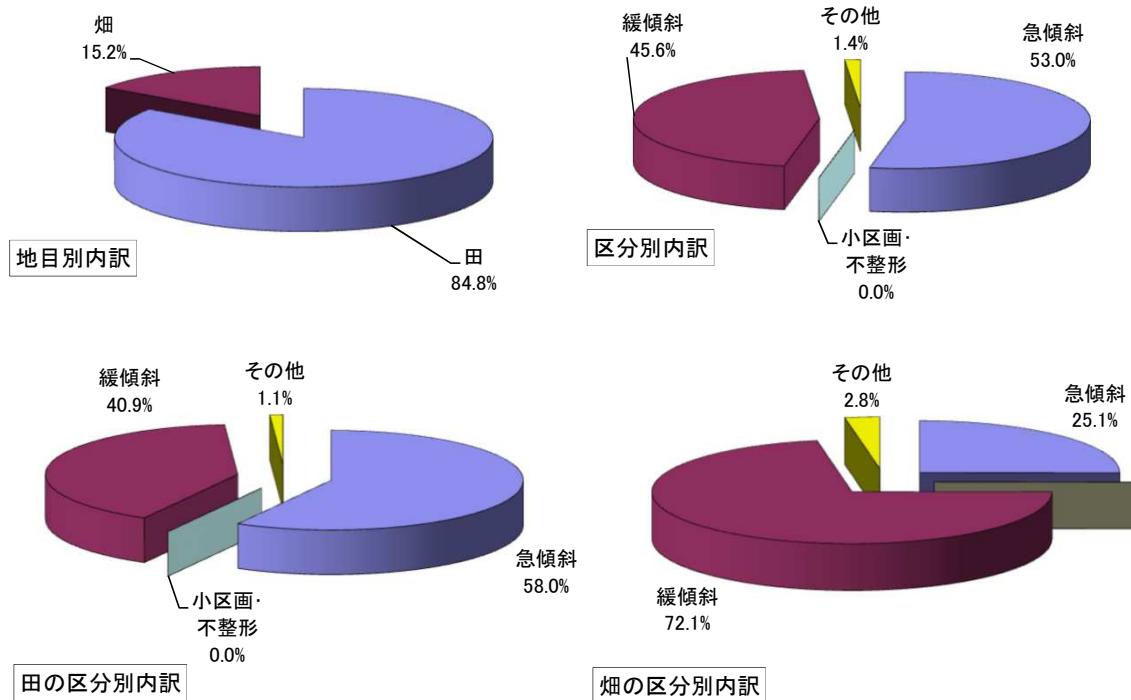
表-7

(単位：ha)

△	急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	その他 (※1)	計
田	1,843	0	1,297	35	3,175
前年比(%)	100%	0%	100%	100%	100%
畠	143	0	411	16	570
前年比(%)	100%	0%	100%	100%	100%
計	1,986	0	1,708	51	3,745

※ 1 は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



#### (6) 地域別実施状況

協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いのは中北地域で2,931ha（前年比6ha増）となっている。

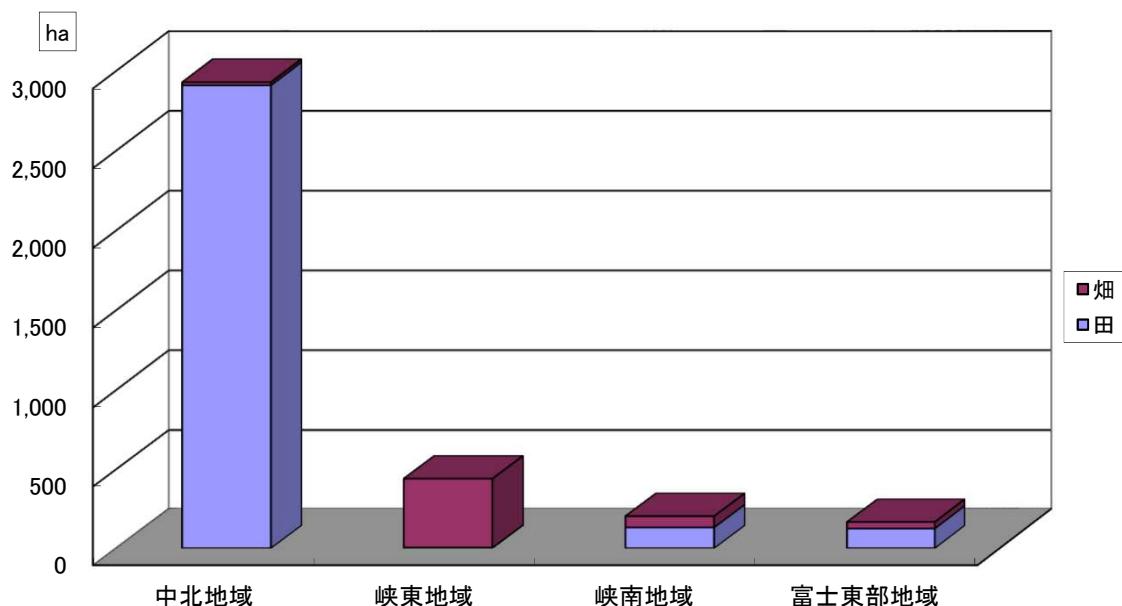
地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,912ha、畠で最も多いのが峡東地域で439haとなっている。

表-8

(単位：ha)

	田	畠	計	割合
中北地域	2,912	19	2,931	78.3%
峡東地域	4	439	443	11.8%
峡南地域	133	71	204	5.4%
富士東部地域	126	41	167	4.5%
計	3,175	570	3,745	100.0%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

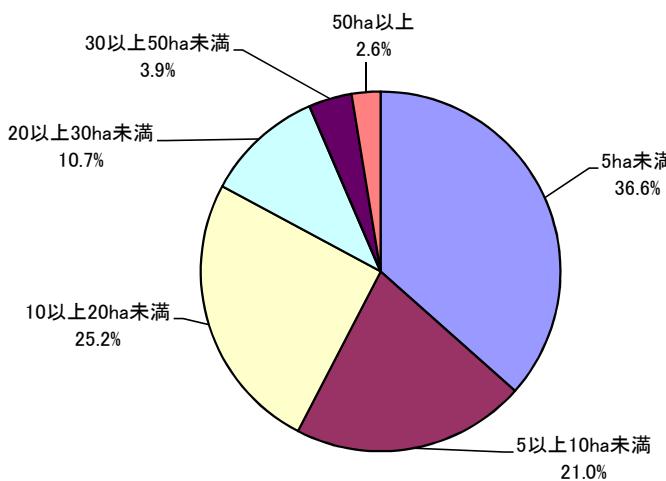


#### (7) 集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定当たりの平均協定面積は約12ha（表-6参照）であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが5ha未満で113協定（36.6%）、次に10ha以上20ha未満が78協定（25.2%）となっている。

表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	55	37	63	28	11	7	201
峡東地域	11	13	12	4	1	0	41
峡南地域	32	5	3	1	0	0	41
富士東部地域	15	10	0	0	0	1	26
計	113	65	78	33	12	8	309

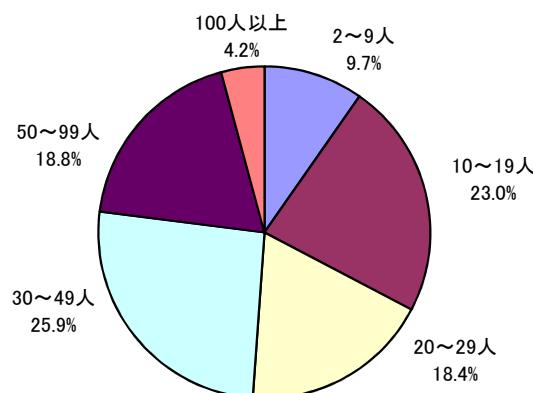


#### (8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均協定人数は37.6人（11,623人/309協定）であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが30人以上50人未満で80協定（25.9%）、次が10人以上20人未満で71協定（23.0%）となっている。

表-10

	2～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	計
中北地域	19	43	34	54	43	8	201
峡東地域	6	7	6	11	11	0	41
峡南地域	3	12	11	10	1	4	41
富士東部地域	2	9	6	5	3	1	26
計	30	71	57	80	58	13	309



### 3 共同取組活動の実施状況

※全集落協定（309協定）が実施する取組

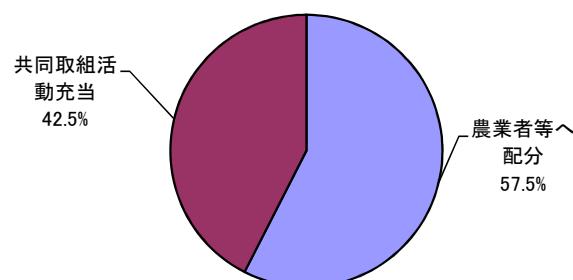
#### （1）集落協定における交付金の配分状況

条件不利地における農業者等への適切な格差を正のため、交付金額の概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則とし、農業者へは285,061千円（57.5%）が配分されている。

表-11 (千円、%)

	共同取組活動充当	農業者等へ配分	計
金額	210,688	285,061	495,749
前年比	90.9%	108.2%	100.1%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

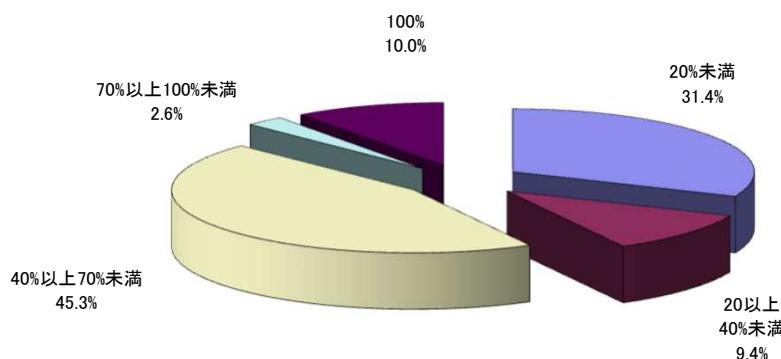


#### （2）集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で140協定（45.3%）となっている。その内訳としてエリア4ブロック別に見ると最も多いのが中北地域で119協定となっている。

表-12

	20%未満	20%以上40%未満	40%以上70%未満	70%以上100%未満	100%	計
中北地域	49	20	119	2	11	201
峡東地域	35	3	1	2	0	41
峡南地域	6	10	4	2	19	41
富士東部地域	7	0	16	2	1	26
計	97	33	140	8	31	309



### (3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置づけられている共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると、多く位置づけられている使用方法及び金額は、「水路・農道の維持管理」が274協定(88.7%)161,434千円、「役員報酬」が232協定(75.1%)29,278千円、となっている。

また、共同取組活動に対する交付金の46.8%が共同利用機械購入、共同利用施設整備、災害時の復旧、集落活動として行う各種イベントのため積み立てられている。

※上記説明文中の、かっこ内の%は全集落協定数309協定に対する割合を示す。

また、46.8%は共同取組活動充当総額に占める当該年度の積み立て金額を示す。

○それぞれの項目における主な交付金の使途

- ・役員報酬：集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等：協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修に係る費用
- ・水路・農道等の維持管理：水路・農道等の清掃、補修、点検等に係る費用
- ・農地管理：畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理、復旧、農作業受託等に係る費用

※のり面とは、傾斜地で上部に平地を作った時に周辺部にできる斜面部分

- ・鳥獣害防止対策：防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等の費用
- ・共同利用機械購入：トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等の費用
- ・共同利用施設整備：育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等の費用
- ・多面的機能を増進する活動：景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等に係る費用

※景観作物とは、ひまわり、コスモス、ビオラ等の観賞用草花

- ・その他：積立等：98,531千円

(共同利用機械の購入や農地整備等のため、複数年に渡りある程度まとまった金額の積立金等)

その他の共同活動に係る費用：74,897千円

(農産物等の販売促進関係費、都市住民との交流促進関係費等)

表-13

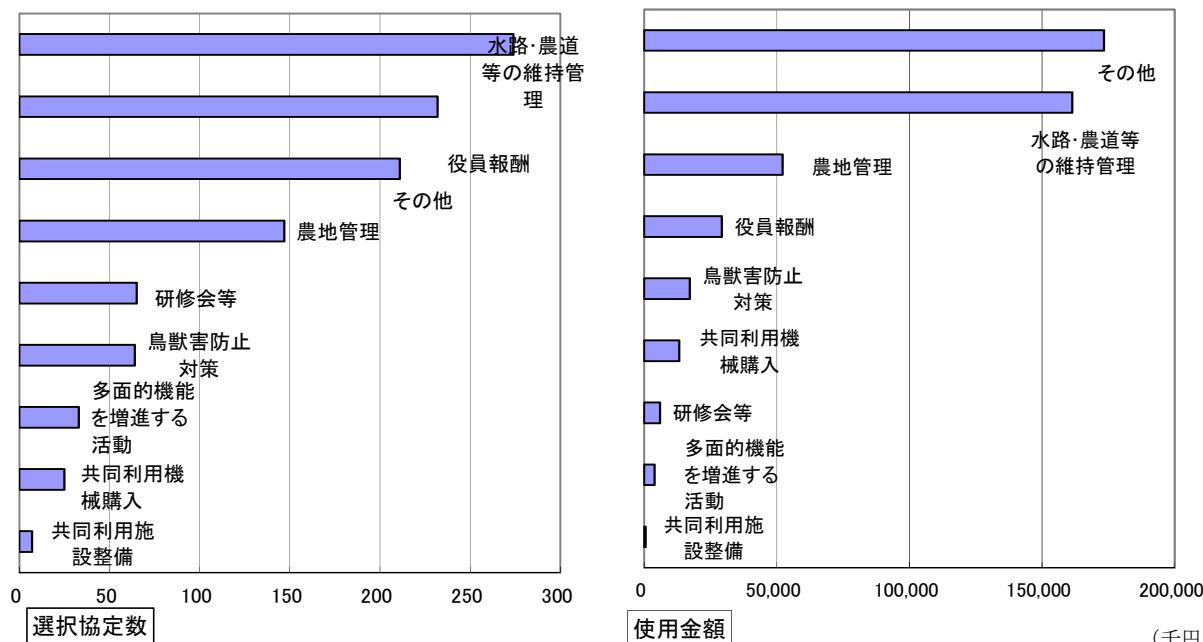
(千円)

	役員報酬	研修会等	水路・農道等の維持管理	農地管理	鳥獣害防止対策	共同利用機械購入	共同利用施設整備	多面的機能を増進する活動	その他
選択協定数	232	65	274	147	64	25	7	33	211
使用金額	29,278	5,981	161,434	52,282	17,287	13,309	637	3,970	173,428

※協定数は、当該活動に交付金を使用した協定数である。

(複数選択)

使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



#### (4) 農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（耕作放棄の防止等）に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「農地のり面の管理」で250協定（80.9%）で、次いで「鳥獣害防止対策」が112協定（36.2%）、「賃貸借権設定・農作業の委託」が85協定（27.5%）の順となっている。

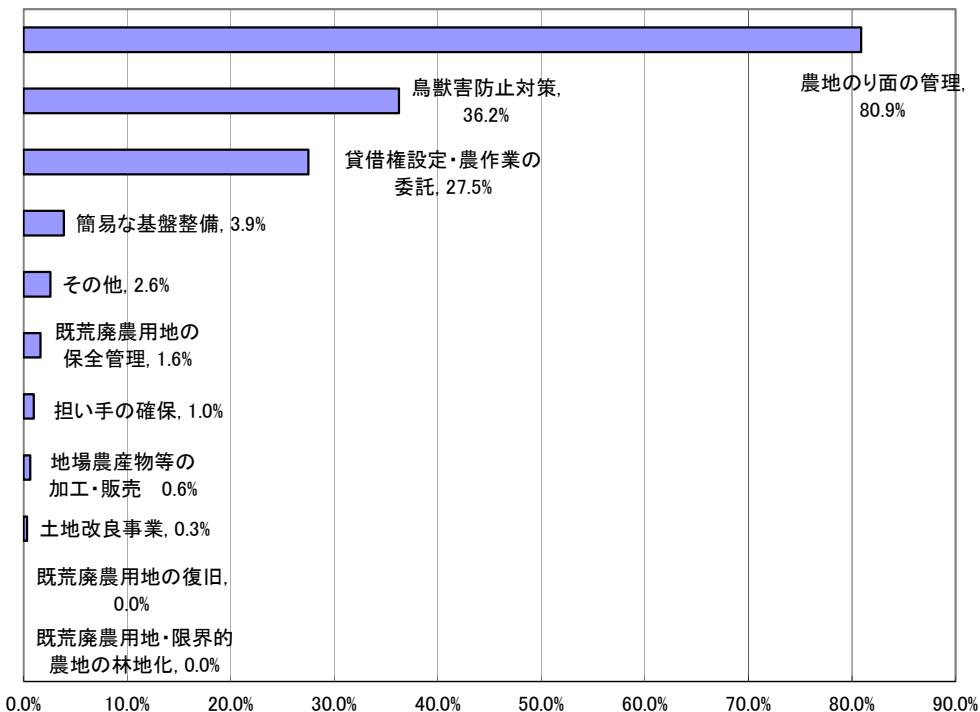
※上記説明文中、かっこ内の%は全集落協定数309協定に対する割合を示す。

表-14

	賃貸借権設 定・農作 業の委託	既荒廃農 用地の復 旧	既荒廃農 用地・限 界的農地 の林地化	既荒廃農 用地の保 全管理
選択協定数	85	0	0	5

	農地のり 面の管理	鳥獣害防 止対策 (柵・ネット の設置)	簡易な基 盤整備	担い手の 確保	地場農產 物等の加 工・販売	土地改良 事業	その他
選択協定数	250	112	12	3	2	1	8

(複数選択)



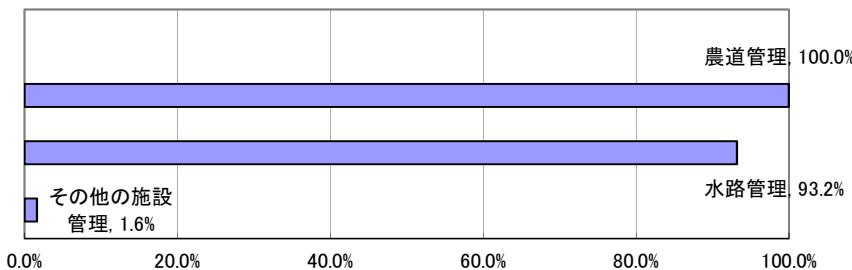
## (5) 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「農道の管理」を位置付けている協定数は309協定（100%）、「水路の管理」を位置付けている協定が288協定（93.2%）となっている。  
 また、「その他の施設の管理」は5協定（1.6%）で位置付けている。  
 ※上記説明文中、かっこ内の%は全集落協定数309協定に対する割合を示す。

表-15

	水路管理	農道管理	その他の施設管理
選択協定数	288	309	5

(複数選択)



## (6) 多面的機能を増進する活動に関する事項

集落協定に位置づけられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「国土保全機能を高める取組」が最も多く、206協定（66.7%）で位置づけられている。次いで、「保健休養機能を高める取組」で103協定（33.3%）、「自然生態系の保全に資する取組」で16協定（5.2%）の順となっている。  
 ※上記説明文中、かっこ内の%は全集落協定数309協定に対する割合を示す。

### ○それぞれの取組の主な内容

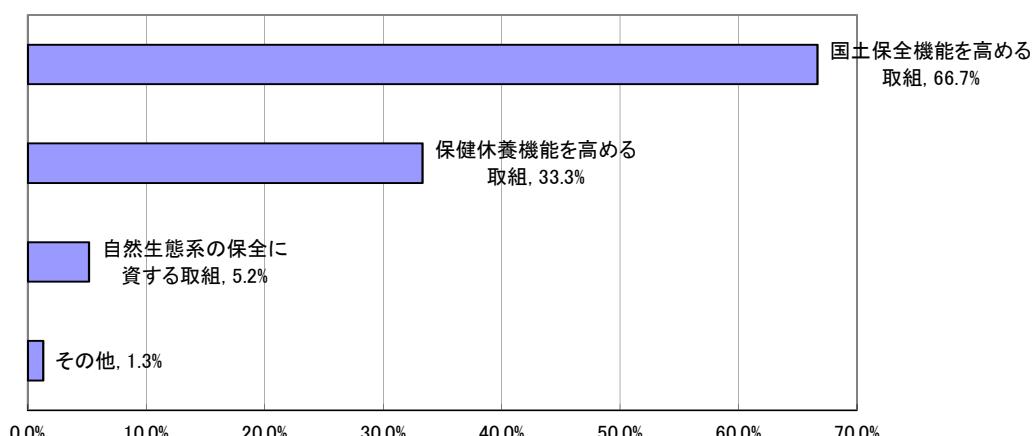
- ・国土保全機能を高める取組：周辺林地の下草刈り、土壤流亡に配慮した営農
- ・保健休養機能を高める取組：棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営、（体験民宿（グリーン・ツーリズム））、景観作物の作付け
- ・自然生態系の保全に資する取組：魚類・昆虫類の保護、（鳥類の餌場の確保）、粗放的畜産、堆肥の施肥、（拮抗作物の利用）、（合鴨・鯉の利用）、（輪作の徹底）、緑肥作物の作付け

※かっこ書きは、取組事例が無かった項目

表-16

	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組	その他
選択協定数	206	103	16	4

(複数選択)



## (7) 集落マスターPLANの内容

集落協定に規定されている集落マスターPLANで記載した集落の目指すべき将来像の内容をみると、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、242協定(78.3%)であった。

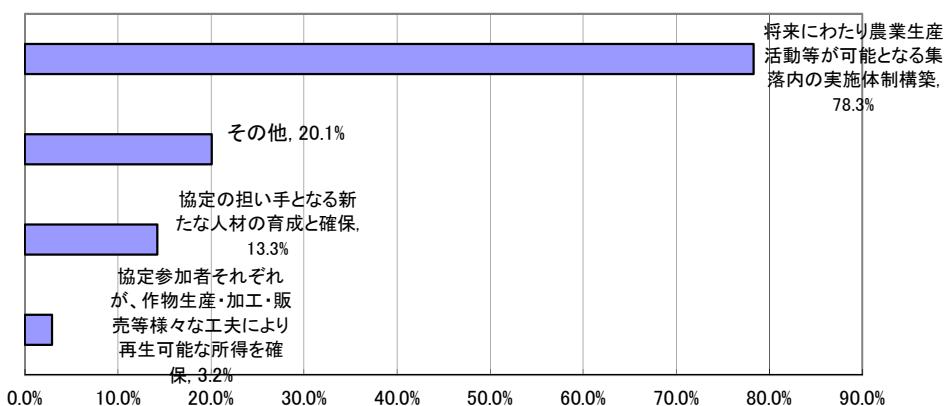
(その他：耕作できない農地の共同管理、近隣集落間の相互支援体制の確立、有害鳥獣対策の強化、都市住民との交流や観光農業の促進等)

\*上記説明文中、かっこ内の%は全集落協定数309協定に対する割合を示す。

表-17

	将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	協定の担い手となる新たな人材の育成と確保	協定参加者それぞれが、作物生産・加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	その他
選択協定数	242	44	9	62

(複数選択)



## (8) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

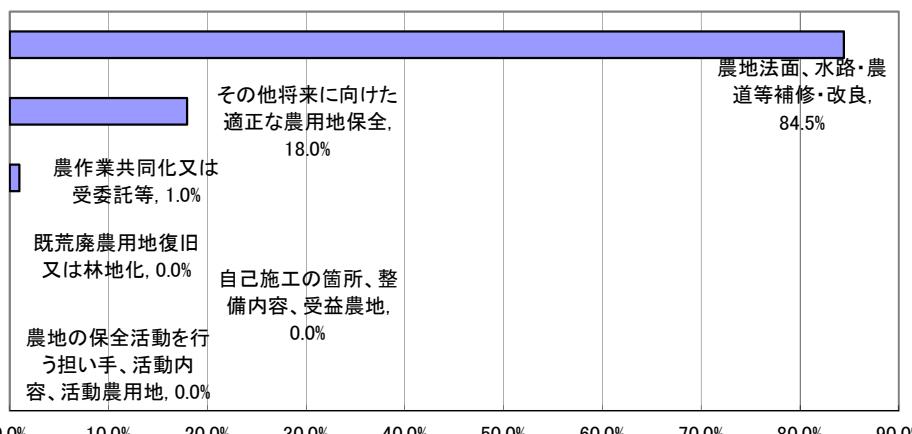
\*通常単価協定(206協定)のみ実施

通常単価の交付を受ける集落協定に位置付けられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項のうち、農用地等保全体制の整備として作成する農用地等保全マップに記載する内容をみると、「農地法面、水路・農道等補修・改良」が最も多く、174協定(84.5%)であり、次いで「その他将来に向けた適正な農用地保全」が37協定(18.0%)となっている。

表-18 農用地等保全マップの作成内容

	農地法面、水路・農道等補修・改良	既荒廃農用地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	自己施工の箇所、整備内容、受益農地	農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	その他将来に向けた適正な農用地保全
選択協定数	174	0	2	0	0	37

(複数選択)



0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0%

(9) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 ※通常単価協定のみ実施

通常単価の交付を受ける集落協定に位置づけられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき活動内容をみると、C要件のうちの「集落ぐるみ型」が最も多く176協定(78.9%)となっており、次いでC要件の「組織対応型」が29協定(13.2%)となっている。

なお、当県はB要件を選択しているのは1協定のみ、A要件を選択した協定はない。  
※上記説明文中、かっこ内%は要件選択協定数の合計(206)に対する割合を示す。

高齢化対策としてC要件を選択した集落協定が多くなっている。

表-19

		B 要 件 (1 協定が選択)												
		新規就農者 の確保	地場農産物 の加工・販売	消費・出資 の呼び込み										
選択協定数	0	1	0											
※A要件（機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積・農作業委託等）を選択した協定はない。														
※C要件は、複数選択可														
		C要件 (206協定が選択)					(複数選択)							
		集落ぐるみ型	組織対応型	担い手型	都市農村交流型	行政等支援型								
選択協定数	176	29	5	1	8									

